

タクシーご利用のお客様へ

日頃より、栃木県のタクシーをご利用いただき有難うございます。
このたび、かねて申請中のタクシー運賃の変更について、関東運輸局長から下記のとおり認可されましたので、12月25日よりこの新運賃により実施させていただきますことになりました。

何とぞご理解いただき倍旧のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

区 分	特 大 車	大 型 車	普 通 車
距離制運賃	初乗運賃 最初1.1キロメートルまで 560 円	初乗運賃 最初1.1キロメートルまで 530 円	初乗運賃 最初1.1キロメートルまで 500 円
	加算運賃 237メートルまでを増すごとに 100 円	加算運賃 252メートルまでを増すごとに 100 円	加算運賃 271メートルまでを増すごとに 100 円
時間距離併用運賃	時速10キロメートル以下の走行時間について1分25秒までごとに 100 円	時速10キロメートル以下の走行時間について1分35秒までごとに 100 円	時速10キロメートル以下の走行時間について1分40秒までごとに 100 円
割増運賃	深夜・早朝割増 22時から翌朝5時まで 2 割 増		
迎車回送料金	回送距離について、1.1キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗運賃を限度とする。		
時間制運賃	30分までごとに 4,850 円	30分までごとに 4,360 円	30分までごとに 3,380 円

令和2年12月25日

一般社団法人 栃木県タクシー協会